

大学院休学留学に関する規程

規定第1301号

(目的)

第1条 この規程は、法政大学大学院学則第38条の5に基づき、本学大学院生が休学期間を利用し留学した場合に修得した単位を認定する制度（以下「休学留学」という。）について、必要事項を定める。

(申請手続き)

第2条 休学留学の適用を希望する者は、休学願の提出と同時に次の書類を各キャンパスの大学院担当を通じて、大学院事務部へ提出しなければならない。

- (1) 休学留学申請書
- (2) 海外留学計画書
- (3) 指導教授の推薦書
- (4) 留学先大学院の入学許可書
- (5) 留学先大学院の概要書
- (6) その他本学が提出を求める書類

2 前項の書類及び休学願は、留学開始日の2か月前までに提出しなければならない。

(留学先)

第3条 留学先は、外国の大学院とし、当該国における正規の高等教育機関であり、かつ学位授与権を有するものとする。

(休学留学の決定)

第4条 休学留学は、研究科教授会の議を経て、総長が決定する。

(休学留学適用者の義務)

第5条 休学留学の適用を受ける者は、帰国後すみやかに、次の書類を所属の各キャンパスの大学院担当を通じて、大学院事務部へ提出しなければならない。

- (1) 休学留学報告書
- (2) 修得単位認定願
- (3) 留学先の成績証明書
- (4) その他本学が提出を求める書類

(所管)

第6条 この規程に係る業務は、各キャンパスの大学院担当が行い、大学院事務部がこれを統括する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、研究科長会議の議を経て、職務権限規程に基づき行うものとする。

付 則

1 この規程は、2019年4月1日から施行する。